



後期高齢者健康診査

すながわ健康ポイント対象事業

7月の健診を次のとおり行いますので、ご希望の方は申し込みください。

- とき** 7月1日(土)～10日(月)
- ところ** 細谷医院、明円医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、砂川慈恵会病院
- 対象** 後期高齢者医療保険加入者
- 料金** 400円
- 申込** 6月1日(木)～9日(金)までに下記へ

☎ふれあいセンターTel 52-2000



献血にご協力を！

6月22日(木)

- ・砂川警察庁舎 10:00～10:40
 - ・北海道三井化学(株)
12:00～13:10
 - ・市立病院 13:40～16:30
- ※配車の都合などにより実施場所、日程、時間の変更がある場合があります。

☎社会福祉係Tel 74-8103



定例行政相談

行政全般への苦情や要望などの相談に行政相談委員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

- とき** 6月16日(金) 15:00～17:00
- ところ** コープさっぽろ砂川店
- 相談料** 無料

☎生活交通係Tel 74-4758



6月の子育てひろば

- とき** 6月19日(月) 10:00～11:30
 - ところ** 公民館4階 大会議室
 - 対象** 就学前の幼児と保護者
 - 定員** 20人
 - 内容** 「チャレンジキットであそぼう！」
ミニハードルやトンネルで運動遊びをしましょう。また、子育て支援センター保育士に子育てなどのご相談がある方も、この機会にぜひご参加ください。
 - 講師** 子育て支援センター保育士
 - 参加料** 無料
 - 申込** 6月15日(木)までに下記へ
- ※QRコードからも申し込み可。
☎社会教育係Tel 74-8379
または子育て支援センター
Tel 54-2450



フッ素塗布

- とき** 6月14日(水) 受付9:30～10:00
 - ところ** ふれあいセンター
 - 対象** 満1歳6か月～6歳
 - 料金** 無料
 - 持ち物** 母子健康手帳と子どもの歯ブラシ2本
- ※必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います。
- 申込** 6月13日(火)までに下記へ
- ☎ふれあいセンターTel 52-2000



公民館講座

免疫力アップストレッチと体幹トレーニングで健康に！

かぜなどにかかりやすくなったと実感している方はいませんか？そんな方にピッタリの、免疫力アップが期待できる体幹トレーニングやストレッチなどの手法を学ぶ講座を行います。健康的な体づくりにチャレンジしてみませんか？

- とき** 7月7日(金)、7月14日(金)、7月21日(金)、7月28日(金)、8月4日(金) 10:00～12:00 (受付9:30～)
 - ところ** 公民館4階 大会議室
 - 対象** 市民
 - 定員** 15人
 - 内容** 心と体をほぐすストレッチなど
 - 講師** アメリカ・エアロビクス&フィットネス協会認定インストラクター 江藤 ナミ子氏
 - 参加料** 無料
 - 服装・持ち物** 動きやすい服装、ヨガマットまたはバスタオル、汗拭きタオル、飲み物
 - 申込** 6月1日(木)～20日(火)までに下記へ
- ※QRコードからも申し込み可。
☎公民館Tel 52-2339





新人社員“基礎徹底 マスター”研修

新入社員の育成と戦力化には、入社後の「基本的な教育」が鍵を握ります。本セミナーでは、新入・若手社員が絶対にマスターしたいビジネスの基礎実務を集中的に研修します。

- とき** 6月12日(月) 13:30～16:00
- ところ** 市役所2階 大会議室
- 対象** 新人社員または入社5年以内の若手職員
- 定員** 30人
- 講師** 中小企業診断士 坂本篤彦氏
- 参加料** 無料
- 申込** 6月5日(月)までに下記へ

☎企業労政係TEL 74-8385



ラベンダー園 ボランティア募集

黒瀬ラベンダー園では、昨年引き続きラベンダーの苗植えや除草をしていただけるボランティアを募集しています。日程は変更になる場合がありますので、市や観光協会のホームページでご確認ください。

- とき** 6月10日(土)、6月24日(土)、8月26日(土) 全3回 10:00～12:00
- ところ** 黒瀬ラベンダー園(一の沢62)
- 持ち物** 軍手、帽子、汗拭きタオル、飲み物
- 申込** 下記へ

☎砂川ラベンダー保存会
TEL 080-5587-2685



動物駆逐用煙火消費 保安講習会

シカなどによる農業被害対策として、追い払いに使用する動物駆逐用花火の講習会を実施します。この講習を受講すると、動物駆逐用花火の使用に必要な煙火消費保安手帳を取得できます。受講をご希望の方は申し込みください。

※遊水地北側駐車場で煙火の実演を行います。数回大きな音が鳴りますがご理解をお願いします。

- とき** 6月29日(木) 10:00～11:00
- ところ** 市役所2階 大会議室
- 受講料** 新規4,200円、手帳保持者1,500円(2年目から)、更新3,700円(5年ごと)
- 持ち物** 受講料、煙火消費保安手帳(所持者のみ)、手帳用写真(縦3cm、横2.5cmで新規・更新のみ)
- 申込** 6月16日(金)までに下記へ

☎農政係TEL 74-8482



6月1日は電波の日

総務省では、6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの電波利用環境保護周知啓発強化期間に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は、下記へお問い合わせください。

☎総務省北海道総合通信局
TEL 011-737-0099
【8:30～12:00、13:00～17:00
(土・日曜日、祝日を除く)】



アナログゲーム・ク ラブ

「アナログゲーム」とは、ボードゲームやカードゲームなどのコンピュータを使わないゲーム全般のことです。子どもから大人まで世代を超えて楽しめるアナログゲームを20種類以上用意しています！コミュニケーションをとり、皆で一緒に考えながら交流しましょう！大人のみの参加も可能です！

- とき** 6月10日(土) 10:00～12:00
- ところ** 公民館4階 大会議室
- 定員** 20人
- 申込** 6月8日(木)までに下記QRコードから申し込み
☎社会教育係TEL 74-8379



戦没者殉職者慰霊式

戦争中に亡くなられた方々への慰霊を行い、次世代への平和を誓うため、戦没者殉職者慰霊式を開催します。一般の方のご参列も可能ですので、趣旨に賛同いただける方のご参列をお待ちしています。

- とき** 6月15日(木) 10:30～
- ところ** 市役所2階 大会議室
☎社会福祉係TEL 74-8103





浄水場を見学してみませんか

「水道水 安心・安全 これからも」をスローガンに6月1日(木)～7日(水)まで水道週間が実施されます。中空知広域水道企業団では、この期間に浄水場の一般見学を実施します。皆さんが毎日安心して使用している水道水がどのように作られているのか、この機会に見学してみませんか。パネルを使って水ができるまでの解説を行い、原水・処理水の展示、処理薬品の展示なども行っています。見学をご希望の方は必ず事前に申し込みください。

●とき 6月1日(木)～7日(水)

9:00～16:00

※土・日曜日を除く。

●申込 下記へ

☎中空知広域水道企業団
(富平 337-1)
TEL 53-3840



水洗トイレで快適に

家庭での快適な生活環境に欠かせない水洗トイレですが、公共下水道が整備されていない地区にお住まいの方は合併処理浄化槽を設置することにより衛生的に家庭の雑排水を処理し、生活環境の向上が図れます。また整備されている地区にお住まいの方は水洗化に伴う改造資金について市の貸付金制度もありますので、生活環境の向上にご協力をお願いします。水洗化について不明な点があればお気軽に下記へお問い合わせください。

☎下水道係TEL 74-8748



小型はかり定期検査のお知らせ

計量法により、取引や証明上の計量に使用する非自動はかり(静止状態で計量するはかり)は、検定証印などが付されたものでなければならず、2年に1度の定期検査または代検査を受けることが義務付けられています。この検査を受けなければ、取引や証明上の計量に使用することはできません。

市では、小型はかり(ひょう量1トン未満の非自動はかり)定期検査の事前調査を実施しています。事前調査の通知を受けていない事業者で、対象となる小型はかりをお持ちの方は6月12日(月)までにご連絡ください。

▽小型はかり定期検査

●とき 7月5日(水)

●対象 小型はかり(ひょう量1トン未満)

☎商工振興係TEL 74-8382

令和5年度 会計年度任用職員募集

任用予定期間 令和5年7月中旬～8月下旬

●試験方法 書類選考および面接試験 ●試験日 個別に連絡

●申込方法 砂川市会計年度任用職員任用申込書兼履歴書(※)に必要事項を記入し、下記の申し込み先に持参または郵送(必着)

※下記の申し込み先に備え付けているほか、市ホームページからダウンロード可。なお、市販の履歴書でも可。

職種	募集人数	業務内容	報酬(時給)	勤務時間など	休日	資格要件など	詳細・申込
学校プール監視員 (中央小学校、豊沼小学校)	4	プールの監視、プール設備の管理	1,000円～1,123円	【平日】14:30～18:00、14:30～20:00 【休校日】9:30～18:00、9:30～20:00 ●週5日、シフト制	不定休	普通自動車免許	総合体育館 振興係 TEL 54-2175

・6時間以上の勤務の場合は原則1時間の休憩があります。会計年度任用職員の身分は一般職の地方公務員となり、服務規律(職務専念義務や守秘義務など)が適用されます。

市立病院職員募集【令和5年度、同6年度採用】

●職種・資格

▷令和5年度採用

- ・社会福祉士 社会福祉士の資格（取得見込み含む）を有し、昭和52年4月2日以降に生まれた方
- ・医師事務作業補助者 多職種と円滑なコミュニケーションを図ることができ、当院の理念・基本方針を理解し実践できる方

▷令和6年度採用

- ・薬剤師 薬剤師の資格（取得見込み含む）を有し、平成5年4月2日以降に生まれた方
- ・助産師 助産師の資格（取得見込み含む）を有し、平成5年4月2日以降に生まれた方
- ・理学療法士 理学療法士の資格（取得見込み含む）を有し、平成5年4月2日以降に生まれた方
- ・言語聴覚士 言語聴覚士の資格（取得見込み含む）を有し、平成5年4月2日以降に生まれた方
- ・臨床工学技士 臨床工学技士の資格（取得見込み含む）を有し、平成9年4月2日以降に生まれた方
- ・社会福祉士 社会福祉士の資格（取得見込み含む）を有し、昭和53年4月2日以降に生まれた方
- ・医師事務作業補助者 多職種と円滑なコミュニケーションを図ることができ、当院の理念・基本方針を理解し実践できる方

●登録人員 若干名

●試験日 7月24日(月)（一次・二次試験を同日実施）

●採用日 【R5採用】令和5年9月1日以降の年度途中 【R6採用】令和6年4月1日

●申込 所定の申込書に記入のうえ7月7日(金)までに下記へ（消印有効）

〒市立病院職員係Tel 54-2131

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の支援策として、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯分

●対象

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方→5月末に支給済みです。
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方→給付金を受け取るには**申請が必要**です。
- ③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方→給付金を受け取るには**申請が必要**です。



●給付金額 対象児童1人につき一律5万円

●申請手続きなど（対象の②③に該当する方）

必要な申請書類は市ホームページでダウンロードできるほか、子育て支援係（1階13番窓口）で配付します。その他、申請に必要な添付書類については市ホームページをご確認ください。

ひとり親世帯以外分

●対象

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象であった方→5月末に支給済みです。
- ②平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童（※）を養育する父母であり、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方→給付金を受け取るには**申請が必要**です。※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は対象外です。

●給付金額 対象児童1人につき一律5万円

●申請手続きなど（対象の②に該当する方）

必要な申請書類は市ホームページでダウンロードできるほか、子育て支援係（1階13番窓口）で配付します。その他、申請に必要な添付書類については市ホームページをご確認ください。

子育て支援係Tel 74-8369 または厚生労働省コールセンターTel 0120-400-903

令和5年度「砂川市少年の主張大会」開催

- と き 6月3日(出) 10:30～12:10 (受付 10:00～10:25)
- ところ 地域交流センターゆう 大ホール
- 発表者とテーマ
 生田 咲穂 (砂川中学校2年) 「理想の自分への一步」
 仁田夏菜美 (砂川中学校2年) 「相手の意見を尊重する」
 久米谷壮真 (砂川中学校3年) 「思春期の決意」
 北村 雅 (砂川中学校3年) 「『いじめ』を考える」
 川口 奈桜 (砂川中学校3年) 「大切な人のために」

中学生の熱い思いに触れる絶好の機会です！
どなたでもご観覧できますのでぜひお越しください！



昨年度の様子

※詳細は下記へお問い合わせください。
 圃社会教育係Tel 74-8379

砂川市結婚新生活支援事業

市では、新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるよう、住居費や引越費用などの一部を補助しています。

- 補助金額 1世帯当たり、下記の上限額を補助します。
 - ・夫婦共に29歳以下の世帯→最大60万円を補助
 - ・夫婦の一方または両方が30～39歳の世帯→最大30万円を補助
- 対象 次の条件をすべて満たす世帯
 - ・令和5年3月1日～同6年2月29日までの間に婚姻届を提出し、婚姻届が受理された日における年齢が夫婦共に39歳以下であること
 - ・対象期間に、住居費及び住宅リフォーム費の対象となる住居の住所に住民基本台帳法の規定による転入または転居の届出をしていること
 - ・前年の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること
 ※貸与型奨学金を返済している場合は、所得金額から奨学金の年間返済額を控除します。
 - ・過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと
 - ・申請時点において、夫婦共に納期限が到来している市税、使用料などの滞納がないこと
 - ・他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- 対象経費
 - ・住居費
 婚姻を機に市内で新たに住宅を購入または賃借する契約に関する費用で、住宅に係る購入費、月額賃借料、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料
 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当相当額を除きます。
 - ・住宅リフォーム費
 婚姻を機に市内で住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新の工事費用
 - ・引越費用
 婚姻に伴う転入または市内での転居に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った実費
- 申込 令和6年3月15日(金)までに下記へ
 圃子育て支援係Tel 74-8369

